(二)　級地区分の方法

(一)に掲げる市町村は、一級地から六級地までに区分し、当該各市町村につき、次に掲げる市町村役場の所在地と県庁所在地との距離、市町村役場の所在地と支庁所在地との距離及び離島事情ごとに次に定めるところによつて算定した点数（一点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数が、八〇〇点以上となるものを六級地、六〇〇点以上八〇〇点未満となるものを五級地、四〇〇点以上六〇〇点未満となるものを四級地、二〇〇点以上四〇〇点未満となるものを三級地、一〇〇点以上二〇〇点未満となるものを二級地、一〇〇点未満となるものを一級地とする。

(1)　市町村役場の所在地と県庁所在地との距離

(一)の(1)に掲げる市町村

一、〇〇〇キロメートル以上の市町村　六八〇点

一、〇〇〇キロメートルを超えるもの

一〇キロメートル（一〇キロメートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。以下この号において同じ。）につき　四点

八〇〇キロメートル以上一、〇〇〇キロメートル未満の市町村

八〇〇キロメートルまで　五三〇点

八〇〇キロメートルを超え九九九キロメートルまで

一〇キロメートルにつき　四点

六〇〇キロメートル以上八〇〇キロメートル未満の市町村

六〇〇キロメートルまで　四〇〇点

六〇〇キロメートルを超え七九九キロメートルまで

一〇キロメートルにつき　四点

四〇〇キロメートル以上六〇〇キロメートル未満の市町村

四〇〇キロメートルまで　二二〇点

四〇〇キロメートルを超え五九九キロメートルまで

一〇キロメートルにつき　四点

二〇〇キロメートル以上四〇〇キロメートル未満の市町村

二〇〇キロメートルまで　一〇〇点

二〇〇キロメートルを超え三九九キロメートルまで

一〇キロメートルにつき　四点

(一)の(2)に掲げる市町村　八〇点

［(2)・(3)　略］

五　法令に基づく行政権能等の差による地域区分

「都市計画費」にあつては指定都市、中核市、施行時特例市（地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条の施行時特例市をいう。以下同じ。）及びその他の市町村、市町村の「その他の土木費」にあつては特別区、宅地造成等規制指定都市（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条の規定に基づき指定さ

(二)　級地区分の方法

(一)に掲げる市町村は、一級地から六級地までに区分し、当該各市町村につき、次に掲げる市町村役場の所在地と県庁所在地との距離、市町村役場の所在地と支庁所在地との距離及び離島事情ごとに次に定めるところによつて算定した点数（一点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数が、八〇〇点以上となるものを六級地、六〇〇点以上八〇〇点未満となるものを五級地、四〇〇点以上六〇〇点未満となるものを四級地、二〇〇点以上四〇〇点未満となるものを三級地、一〇〇点以上二〇〇点未満となるものを二級地、一〇〇点未満となるものを一級地とする。

(1)　市町村役場の所在地と県庁所在地との距離

(一)の(1)に掲げる市町村

一、〇〇〇キロメートル以上の市町村　六八〇点

一、〇〇〇キロメートルを超えるもの

一〇キロメートル（一〇キロメートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。以下本号において同じ。）につき　四点

八〇〇キロメートル以上一、〇〇〇キロメートル未満の市町村

八〇〇キロメートルまで　五三〇点

八〇〇キロメートルを超え九九九キロメートルまで

一〇キロメートルにつき　四点

六〇〇キロメートル以上八〇〇キロメートル未満の市町村

六〇〇キロメートルまで　四〇〇点

六〇〇キロメートルを超え七九九キロメートルまで

一〇キロメートルにつき　四点

四〇〇キロメートル以上六〇〇キロメートル未満の市町村

四〇〇キロメートルまで　二二〇点

四〇〇キロメートルを超え五九九キロメートルまで

一〇キロメートルにつき　四点

二〇〇キロメートル以上四〇〇キロメートル未満の市町村

二〇〇キロメートルまで　一〇〇点

二〇〇キロメートルを超え三九九キロメートルまで

一〇キロメートルにつき　四点

(一)の(2)に掲げる市町村　八〇点

［(2)・(3)　同上］

五　法令に基づく行政権能等の差による地域区分

「都市計画費」にあつては指定都市、中核市、施行時特例市（地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条の施行時特例市をいう。以下同じ。）及びその他の市町村、市町村の「その他の土木費」にあつては特別区、宅地造成等規制指定都市（宅地造成規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第三条の規定に基づき指定された宅地造成工